

販 売 委 記 特 約 事 項

1 販売委託物件輸送事項

乙は、輸送の指定を受けた物件を、送状等に記載された指定場所まで損傷を与えないよう留意して、もれなく輸送しなければならない。

- (1) 輸送途中において物件を散乱せしめたときは、直ちに整理のうえ輸送しなければならない。
やむを得ず直ちに輸送できない場合は、甲に報告するとともに物件の盗難防止の措置をなし、事後速やかに輸送しなければならない。
- (2) 指定場所に到着したときは、検査従事者に送状を提出し検査等を受けなければならない。
※検査従事者は、3(3)～(7)、資格等については、4とする。
- (3) 作業に当たっては、他と連絡調整のうえ事故のないようにするとともに前後の作業に影響を与えないようにしなければならない。
- (4) その他必要な事項については、甲の指示を受けなければならない。

2 販売委託物件の保管責任

封印検知による場合の、国有林野の産物販売委託契約約款第9条の委託物品の保管責任は、トランク積込み終了時の封印をもって発生するものとし、輸送に係る損害賠償基準は次のとおりとする。

指定場所の到着に際し、封印に異常がある場合は損害の対象とする。

ただし、あらかじめ甲に連絡し、その指示により処置した場合はこの限りでない。

賠償額の算定は次による。

(発送材積 - 到着材積) × 検査地点時価

- (1) 発送材積は当該素材とほぼ同様（樹種、長級等）の素材運搬の既往における一車当たり運搬実績に基づいて甲が決定する。
ただし、甲は発送材積の決定に当たり既往の運搬実績に基づくことが不適当と認められるときはあらたに認定する。
- (2) 検査時点時価は既往の運搬数量（樹種、長級などをほぼ同じくするもの）の実績に基づいて甲が決定する。
ただし、甲は検査時点時価の決定にあたり、既往の運搬実績に基づくことが不適当と認められるときはあらたに認定する。

3 素材生産請負契約等の検査

- (1) 生産地点別の販売委託材の検査は、販売委託契約先の受託市場で巻立て完了時に完了するものとする。
- (2) 着荷場所において荷卸しされた素材について、原則として当日内に検査を完了するものとするが、当日にできない場合であっても速やかに検査を完了するものとする。
- (3) 検査従事者は、「素材の日本農林規格」に基づき、九州森林管理局長が定める「検知心得」により、素材の樹種別区分、長径級の測定及び材質区分を行い、野帳に記入するものとする。
ただし、自動選別機による検知で確定する場合の野帳の取り扱いについては、受託市場等で作成する帳票（自動選別機からの仕分けデータをプリントアウトされた帳票を野帳に代える）及び、森林管理署長等が指定する様式の数量確認集計表を作成するものとする。
- (4) 検査従事者に補助者を置く場合においても、樹種別区分、長径級の測定及び材質区分は検査従事者自身が行われなければならない。
- (5) 集計表及び野帳は、甲が認める書式の帳票（自動選別機により計測及び数量確認する場合の野帳の取り扱いについては、自動選別機から仕分けデータをプリントアウトした帳票を野帳に代える）を使用することとする。
- (6) 封印の異常の有無の検査及び解封
- (7) 解封した封印鉛及び送状の保管

4 検査従事者の資格等

- (1) 検査従事者は、甲の定める資格要件を備えている者でなければならない。
- (2) 乙は、甲の定める書式に基づいて、検査従事者を契約締結後速やかに甲に届出なければならない。

(3) 前項により届出た者を変更したときは、ただちに甲に変更届を提出しなければならない。

5 検査完了届の提出及び確認

- (1) 乙は、検知が完了したときは、甲の定める書式により検査完了届に検査調書・数量確認集計表・野帳（自動選別機により計測及び数量確認する場合の野帳の取り扱いについては、自動選別機から仕分けデータをプリントアウトした帳票を野帳に代える）を添付して、甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、前項に定める検査完了届を提出したときは、乙又は検査従事者立会いのうえ関係書類に基づき、検査結果について甲の確認を受けなければならない。

6 販売委託物件の表示

国有林材の販売委託物件であることを明確に記し、後日迄（市売日）消えないよう処理すること。

7 適格請求書の交付

- (1) 受託人は、委託物品の販売に当たっては、買受人に対し、消費税法（昭和 63 年法律第 308 号）に基づく適格請求書の交付を行うものとする。交付に当たっては、受託人が適格請求書発行事業者である場合は、受託人の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付し、適格請求書発行事業者でない場合は、委託森林管理局長等の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付するものとする。

なお、委託森林管理局長等は、国有林野の産物販売委託事務取扱要領 7（2）の国有林野の産物販売委託申込書又は委託契約に係る契約書に登録番号を明記するものとする。

- (2) 受託人は、国有林野の産物販売委託事務取扱要領 18 の（1）により行う販売結果報告書の提出に合わせて、買受人に交付した適格請求書の写しを提出するものとする。